

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表
(津波対策編)

新旧対照表 P1-P4

頁	旧	新	備考
津波-2	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 静岡県警察 (大仁警察署) (略)</p> <p>第2節 予想される災害 (略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第1節 防災思想の普及 (略)</p> <p>第2節 自主防災活動 (略)</p> <p>第3節 防災訓練の実施 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 静岡県警察 (伊豆中央警察署) (略)</p> <p>第2節 予想される災害 (略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第1節 防災思想の普及 (略)</p> <p>第2節 自主防災活動 (略)</p> <p>第3節 防災訓練の実施 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p>	組織改編による修正
津波-19	<p>○ 市は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。</p> <p>○ 「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震地方緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。</p>	<p>○ 市は、津波防災地域づくり法に基づく「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」(以下「推進計画」)や、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2023」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。</p> <p>○ 「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震地方緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2023」が兼ねるものとする。</p>	<p>推進計画や地震・津波対策アクションプログラムを主とした対策を推進していくための記載追加</p> <p>地震・津波対策アクションプログラム2023への改定に伴う修正</p>
津波-21	<p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>○ 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくり法に基づく「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」(以下「推進計画」)などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>○ 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>○ 市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため共同での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。</p>	<p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>○ 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、推進計画などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す</p> <p>○ 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるような計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>○ 市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組みなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>県地域防災計画と整合表現の適正化</p>
津波-23	<p>3 津波避難施設等の整備 (略)</p> <p>○ 津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「伊豆市地震・津波対策アクション</p>	<p>3 津波避難施設等の整備 (略)</p> <p>○ 津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、推進計画や「伊豆市地震・津波対策</p>	<p>推進計画や地震・津波対策アクション</p>

<p>津波-29</p>	<p>プログラム 2013」に基づき下記の施設整備等を実施する。 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>第2節 情報活動 (略)</p> <p>1 津波情報等の種類 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 (略)</p> <p>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところ 3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td></td> <td rowspan="3">陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> <td>巨大</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところ 1mを超え、3m以下の場</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところ 0.2m以上、1m以下の場合 あって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところ 3mを超える場合	10m<高さ	10m超		陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	巨大	3m<高さ≤5m	5m		津波警報	予想される津波の高さが高いところ 1mを超え、3m以下の場	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところ 0.2m以上、1m以下の場合 あって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。	<p>プログラムを主とした対策を推進していくための記載追加 地震・津波対策アクションプログラム 2023への改定に伴う修正</p> <p>アクションプログラム 2023」に基づき下記の施設整備等を実施する。 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>第2節 情報活動 (略)</p> <p>1 津波情報等の種類 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 (略)</p> <p>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところ 3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td></td> <td rowspan="3">陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> <td>巨大</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところ 1mを超え、3m以下の場</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところ 0.2m以上、1m以下の場合 あって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除され</td> </tr> </tbody> </table> <p>県地域防災計画と整合表現の適正化</p>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところ 3mを超える場合	10m<高さ	10m超		陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	巨大	3m<高さ≤5m	5m		津波警報	予想される津波の高さが高いところ 1mを超え、3m以下の場	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところ 0.2m以上、1m以下の場合 あって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除され
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																										
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																															
大津波警報	予想される津波の高さが高いところ 3mを超える場合	10m<高さ	10m超		陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																													
		5m<高さ≤10m	10m	巨大																																																														
		3m<高さ≤5m	5m																																																															
津波警報	予想される津波の高さが高いところ 1mを超え、3m以下の場	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																													
津波注意報	予想される津波の高さが高いところ 0.2m以上、1m以下の場合 あって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。																																																													
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																													
			数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																														
大津波警報	予想される津波の高さが高いところ 3mを超える場合	10m<高さ	10m超		陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																													
		5m<高さ≤10m	10m	巨大																																																														
		3m<高さ≤5m	5m																																																															
津波警報	予想される津波の高さが高いところ 1mを超え、3m以下の場	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																													
津波注意報	予想される津波の高さが高いところ 0.2m以上、1m以下の場合 あって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除され																																																													

津波-33	<p>(略)</p> <p>2 津波情報等の伝達系統図</p> <p>◎防災情報提供システム ○専用電話・FAX △加入電話・FAX ▽オンライン (アデス経由) □県防災行政無線 ◇市町村防災行政無線</p> <p>法令 (気象業務法等) による通知系統 地域防災計画、行政協定による伝達系統</p> <p>法令により、気象官署から警報事項を通知する機関 注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。</p>	<p>県地域防災計画と整合 気象庁防災情報提供システム送達経路 見直しに伴う変更</p> <p>◎防災情報提供システム ○専用電話・FAX △加入電話・FAX ▽オンライン (アデス経由) □県防災行政無線 ◇市町村防災行政無線</p> <p>法令 (気象業務法等) による通知系統 地域防災計画、行政協定による伝達系統</p> <p>法令により、気象官署から警報事項を通知する機関 注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。</p>
津波-34	<p>(略)</p> <p>2 津波情報等の伝達系統図</p> <p>◎防災情報提供システム ○専用電話・FAX △加入電話・FAX ▽オンライン (アデス経由) □県防災行政無線 ◇市町村防災行政無線</p> <p>法令 (気象業務法等) による通知系統 地域防災計画、行政協定による伝達系統</p> <p>法令により、気象官署から警報事項を通知する機関 注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。</p>	<p>県地域防災計画と整合 気象庁防災情報提供システム送達経路 見直しに伴う変更</p> <p>◎防災情報提供システム ○専用電話・FAX △加入電話・FAX ▽オンライン (アデス経由) □県防災行政無線 ◇市町村防災行政無線</p> <p>法令 (気象業務法等) による通知系統 地域防災計画、行政協定による伝達系統</p> <p>法令により、気象官署から警報事項を通知する機関 注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。</p>
<p>(略)</p> <p>第3節 広報活動 (略)</p> <p>第4節 災害の拡大防止活動 (略)</p> <p>1 水防活動 (略)</p> <p>(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動</p> <p>ア 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫しているとき、市長の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を大仁警察署長に通知する。</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>第3節 広報活動 (略)</p> <p>第4節 災害の拡大防止活動 (略)</p> <p>1 水防活動 (略)</p> <p>(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動</p> <p>ア 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫しているとき、市長の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を伊豆中央警察署長に通知する。</p> <p>(略)</p>

津波-38	<p>第5節 避難活動 (略)</p> <p>1 避難対策 (略)</p> <p>(5) 避難方法等 (略)</p> <p>オ 避難状況の報告 (7) 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は<u>大仁警察署</u>を通じて次に掲げる避難状況の報告を求めるとして、</p> <p>(略)</p> <p>第6節 広域応援活動 (略)</p> <p>第7節 地域への救援活動 (略)</p> <p>第8節 市有施設及び設備等の対策 (略)</p>	<p>第5節 避難活動 (略)</p> <p>1 避難対策 (略)</p> <p>(5) 避難方法等 (略)</p> <p>オ 避難状況の報告 (7) 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は<u>伊豆中央警察署</u>を通じて次に掲げる避難状況の報告を求めるとして、</p> <p>(略)</p> <p>第6節 広域応援活動 (略)</p> <p>第7節 地域への救援活動 (略)</p> <p>第8節 市有施設及び設備等の対策 (略)</p>	組織改編による修正
-------	--	--	-----------